

○特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年10月20日規則第84号）

（設立の認証申請書及び添付書類）

第1条 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年神奈川県条例第37号。以下「条例」という。）第2条第1項の申請書は、第1号様式とする。

2 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する書類のうち、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類には、それぞれ副本1部を添付しなければならない。

（縦覧の場所等）

第2条 法第10条第2項の縦覧は、政策局政策部NPO協働推進課（以下「NPO協働推進課」という。）において、執務時間中にしなければならない。

2 縦覧に供する書類は、縦覧の場所以外に持ち出してはならない。

3 縦覧に供する書類は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

4 前3項の規定に違反する者に対しては、その縦覧を中止させ、又は縦覧を禁止することができる。

（補正に係る確認等）

第3条 条例第3条第2項の確認を受けようとする者は、補正書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

（設立登記の届出）

第4条 法第13条第2項の規定による届出は、設立（合併）登記完了届出書（第3号様式）を知事に提出してするものとする。

（社員総会の議事録）

第5条 条例第4条の規定による社員総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録（法第14条の9第1項に規定する電磁的記録をいう。）をもって作成しなければならない。

3 社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

（1）社員総会が開催された日時及び場所

（2）社員総数及び社員総会の出席者数

（3）審議事項

（4）社員総会の議事の経過の概要及びその結果

（5）社員総会の議長が存するときは、議長の氏名

（6）議事録署名人（社員総会等で議事録に署名等をすべき者として定められた者で、議事録に署名等をした者をいう。）が存するときは、議事録署名人の選任に関する事項及びその氏名

4 前項の規定にかかわらず、法第14条の9第1項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合には、社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

（1）社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

（2）前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

（3）社員総会の決議があったものとみなされた日

（4）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（役員の変更等の届出）

第6条 法第23条第1項（法第52条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による届出は、役員の変更等届出書（第4号様式）を知事に提出してするものとする。

2 法第23条第1項の規定により前項の届出書に添付する変更後の役員名簿には、副本1部を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第23条第1項の規定により届出をする場合にあっては、当該届出をする特定非営利活動法人の所轄庁（法第9条の所轄庁をいう。以下同じ。）が神奈川県知事以外のものであるときは、前項の変更後の役員名簿には、副本を添付することを要しないものとする。

（定款の変更の認証申請書等）

第7条 条例第6条第1項の申請書は、第5号様式とする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イの書類には、それぞれ副本1部を添付しなければならない。

3 第2条の規定は、法第25条第5項において準用する法第10条第2項の規定による縦覧について準用する。

(定款の変更の届出書及び添付書類)

第8条 条例第6条第2項の届出書は、第6号様式とする。

2 前項の届出書に添付する書類のうち、法第25条第6項（法第52条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により添付する変更後の定款には、副本1部を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第25条第6項の規定により届出をする場合にあっては、当該届出をする特定非営利活動法人の所轄庁が神奈川県知事以外のものであるときは、前項の変更後の定款には、副本を添付することを要しないものとする。

(事業報告書等に添付する書類)

第9条 法第29条（法第52条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により提出する事業報告書等には、副本1部を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第52条第1項の規定により読み替えて適用する法第29条の規定により提出をする場合にあっては、当該提出をする特定非営利活動法人の所轄庁が神奈川県知事以外のものであるときは、前項の事業報告書等には、副本を添付することを要しないものとする。

(事業報告書等の閲覧の場所等)

第10条 条例第10条第1項の規則で定める閲覧所は、NPO協働推進課内とする。

2 第2条の規定は、法第30条の規定による閲覧及び謄写について準用する。この場合において、第2条第2項中「縦覧の場所」とあるのは、「第10条第1項の閲覧所（法第30条の規定による謄写をさせる場合にあっては、閲覧所及び謄写をさせる場所で知事が指定する場所）」と読み替えるものとする。

(成功の不能による解散の認定申請書)

第11条 条例第11条の申請書は、第7号様式とする。

(解散の届出等)

第12条 法第31条第4項の規定による届出は、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した解散届出書（第8号様式）を知事に提出してするものとする。

2 法第31条の8の規定による届出は、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した清算人就任届出書（第9号様式）を知事に提出してするものとする。

(残余財産の譲渡の認証申請書)

第13条 条例第12条の申請書は、第10号様式とする。

(清算終了の届出)

第14条 法第32条の3の規定による届出は、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した清算終了届出書（第11号様式）を知事に提出してするものとする。

(合併の認証申請書等)

第15条 条例第13条第1項の申請書は、第12号様式とする。

2 第1条第2項の規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

3 第2条の規定は、法第34条第5項において準用する法第10条第2項の規定による縦覧について準用する。

(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)

第16条 法第35条第1項の貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置かなければならない。

(合併登記の届出)

第17条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定による届出は、設立（合併）登記完了届出書を知事に提出してするものとする。

(身分証明書)

第18条 法第41条第3項の身分を示す証明書は、第13号様式とする。

(認定の申請書及び添付書類)

第19条 条例第14条の申請書は、第14号様式とする。

2 法第44条第2項第1号に掲げる書類は第15号様式とし、同項第3号に掲げる書類は第16号様式とする。

3 第1項の申請書に添付する書類のうち、法第44条第2項(法第58条第2項において準用する場合を含む。)の規定により添付する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類には、それぞれ副本1部を添付しなければならない。

(認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類)

第20条 条例第15条の申請書は、第17号様式とする。

2 前項の申請書に添付する書類には、それぞれ副本1部を添付しなければならない。

(定款の変更に係る書類の提出書)

第21条 条例第16条の提出書は、第18号様式とする。

(代表者の氏名の変更の届出)

第22条 法第53条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、代表者氏名変更届出書(第19号様式)を知事に提出してするものとする。

(役員報酬規程等の提出)

第23条 法第55条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による提出は、認定(特例認定)特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書(第20号様式)を知事に提出してするものとする。

2 前項の提出書に添付する書類には、それぞれ副本1部を添付しなければならない。ただし、当該提出をする特定非営利活動法人の所轄庁が神奈川県知事以外のものであるときは、副本を添付することを要しない。

(認定の助成金支給の書類の提出)

第24条 条例第18条第2項に規定する法第54条第3項の書類の提出は、当該書類を添付した認定(特例認定)特定非営利活動法人助成金支給実績提出書(第21号様式)を知事に提出してするものとする。

2 前項の提出書に添付する書類には、副本1部を添付しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第25条 第10条第1項の規定は、条例第19条において準用する条例第10条第1項の閲覧所について準用する。

2 第2条の規定は、法第56条(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧及び謄写について準用する。この場合において、第2条第2項中「縦覧の場所」とあるのは、「第25条第1項において準用する第10条第1項の閲覧所(法第56条(法第62条において準用する場合を含む。))の規定による謄写をさせる場合にあつては、閲覧所及び謄写をさせる場所で知事が指定する場所」と読み替えるものとする。

(合併の認定申請書及び添付書類)

第26条 条例第20条の申請書は、第22号様式とする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第63条第5項において準用する法第44条第2項(法第63条第5項において準用する法第58条第2項において準用する場合を含む。)の規定により添付する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類には、それぞれ副本1部を添付しなければならない。

(身分証明書)

第27条 法第64条第7項において準用する法第41条第3項の身分を示す証明書は、第23号様式とする。

(電磁的記録の保存の方法)

第28条 条例第21条第2項に規定する電磁的記録の保存の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

(1) 作成された電磁的記録を当該保存を行う特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクその他これに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、当該保存を行う特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

(電磁的記録の作成の方法)

第29条 条例第22条第2項に規定する電磁的記録の作成の方法は、当該作成に係る情報を当該作成を行う特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

(電磁的記録に記録されている事項の縦覧等の方法)

第30条 条例第23条第2項に規定する電磁的記録に記録されている事項の縦覧等の方法は、当該事項を当該縦覧等を行う特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を当該縦覧等を行う特定非営利活動法人の事務所に備え置く方法とする。

(雑則)

第31条 法、条例及びこの規則の規定により知事に対して提出する書類は、日本産業規格A列4番とする。ただし、官公署が発給した文書については、この限りでない。

附 則

この規則は、平成10年12月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日規則第44号）

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

附 則（平成17年2月22日規則第12号）

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成17年3月29日規則第45号）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成17年7月22日規則第137号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第21号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成20年7月25日規則第74号）

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成20年10月17日規則第102号）

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成22年3月30日規則第16号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(様式の作成に係る経過措置)

70 この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成24年3月27日規則第22号）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の第12号様式により交付されている身分を示す証明書は、改正後の第13号様式により交付された身分を示す証明書とみなす。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

る。

附 則（平成25年 3 月29日規則第42号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月14日規則第16号）

- 1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成30年 3 月30日規則第23号抄）

（施行期日）

- 1 この規則中第 1 条及び次項から附則第37項までの規定は平成30年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日から施行する。

附 則（令和元年 6 月25日規則第15号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月26日規則第13号）

この規則は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 8 日規則第50号）

この規則は、令和 3 年 6 月 9 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 28 日規則第 80 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。